

税務署 受付印		令和 年 月 日 税務署長殿		事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額		円		※		
納税地	電話() -			同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中(小)法人		非中(小)法人		税務署		
本店又は主たる事務所の所在地(フリガナ)				同非区分	同族会社		非同族会社		税務署		
法人名				旧納税地及び旧法人名等					税務署		
法人番号				恒久的施設の有無及びその種類	(有) (無)				税務署		
代表者氏名/住所(フリガナ)				添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				税務署		
白色申告		一連番号		整理番号		事業年度(至)		売上金額		申告年月日	
通信日付印		確認		庁指定		局指定		指導等		区分	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
法人税		中間		期限		修正		地方法人税		中間	
期限		修正		期限		修正		期限		修正	

令和 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書	適用額明細書提出の有無	(有) (無)
令和 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	税理士法第30条の書面提出有	(有) (無)
	(中間申告の場合の計算期間)	令和 年 月 日	税理士法第33条の2の書面提出有	(有) (無)

この申告書による法人税額の計算	恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に属する法人税額の計算等	1	十億	百万	千	円	所得金額又は欠損金額(別表四「52」の①)	12	十億	百万	千	円	所得金額又は欠損金額(別表四「52」の①)
	法人税額(45)+(46)	2					法人税額(54)+(55)	13					法人税額(54)+(55)
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3					法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	14					法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)
	差引法人税額(2)-(3)	4					差引法人税額(13)-(14)	15					差引法人税額(13)-(14)
	リース特別控除取戻税額等	5					リース特別控除取戻税額等	16					リース特別控除取戻税額等
	法人税額計(4)+(5)	6				00	法人税額計(15)+(16)	17				00	法人税額計(15)+(16)
	分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五の二)「7」)	7					控除税額(17)+(56)のうち少ない金額	18					控除税額(17)+(56)のうち少ない金額
	控除税額(((6)-(7))と(49)のうち少ない金額)	8					差引所得に対する法人税額(17)-(18)	19					差引所得に対する法人税額(17)-(18)
	差引所得に対する法人税額(6)-(7)-(8)	9					欠損金の繰戻しによる還付請求税額	20					欠損金の繰戻しによる還付請求税額
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額(別表七(一)「5」の合計)	10					中間申告による還付金額	21					中間申告による還付金額
	中間申告による還付金額	11					この申告による還付金額	22					この申告による還付金額
この申告書による地方法人税額の計算	納付法人税額	23					所得税額等の還付金額(23)+(25)	29					所得税額等の還付金額(23)+(25)
	控除しきれなかった金額(51)-(22)	24					中間納付税額(27)-(26)	30					中間納付税額(27)-(26)
	合 計((9)-(24))+((19)-(22))	25				00	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	31					欠損金の繰戻しによる還付請求税額
	中間申告分の法人税額	26				00	計(29)+(30)+(31)	32					計(29)+(30)+(31)
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は(30)へ記入)	27				00	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(61)	33				00	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(61)
	課税標準法人税額((6)+(6の外書))+((17)+(17の外書))+((別表六(六)「9」の④)+(「9」の⑤))	28				000	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(67)	42				00	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(67)
	所得地方法人税額(63)	29					剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額						剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額
	分配時調整外国税相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)+(6)+(6の外書)+(別表六(六)「9(25)+(9(26))」×10.3%)のうち少ない金額)	30					決算確定の日	令和 年 月 日					決算確定の日
	外国税額の控除額(別表六の二「47」)	31					還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所					還付を受ける金融機関等
	差引地方法人税額(35)-(36)-(37)	32				00	口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					口座番号
	中間申告分の地方法人税額	33				00	※税務署処理欄					※税務署処理欄	
差引確定(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(41)へ記入)	34				00								
この申告による還付金額(39)-(38)	35												

別表一の二 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分…令七・四・一以後終了事業年度等分